

提 言 書

平成25年12月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. TPP協定交渉に関する要請について	1
2. 経営所得安定対策等の充実・強化について	2
3. 「日本型直接支払制度」及び「農地中間管理事業」の創設に関する 緊急要請について	3
4. 野生鳥獣被害対策の推進について	5
5. 林業・木材産業施策の充実について	7
6. 韓国政府の日本産水産物への輸入規制措置の撤廃について	8
7. 消費税率引上げに係る地域経済対策について	9
8. 地域の雇用支援施策の充実について	12
9. 地方消費者行政の充実・強化について	14
10. 整備新幹線の建設促進について	15
11. 外国人観光客に係る風評被害対策及び韓国等からの観光客誘致対策の 拡充・強化に関する緊急要請について	16
12. 医師確保対策について	17
13. 結婚・子育て、女性の活躍促進の総合的支援について	20
14. 風力発電等の導入促進のための送電網整備について	22
15. 頻発する集中豪雨を踏まえた、万全な災害対応の推進について	23
16. 局所的な豪雨に対応した観測体制の充実・強化に関する 緊急提言について	24
17. 拉致問題の早期解決について	25
18. 座礁等放置された外国船舶の処理等について	26

ＴＰＰ協定交渉に関する要請について

ＴＰＰ協定は、北海道・東北地方の基幹産業である農林水産業のみならず、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、これまで、政府に対しては、十分な情報提供とＴＰＰ協定が地方経済や国民生活全般に与える影響等について明確な説明を求めてきたところです。

つきましては、北海道東北地方知事会として、次のことを提言します。

1. ＴＰＰ協定への参加については、４月の衆参両院農林水産委員会における決議も踏まえ、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で、慎重に判断すること。また、地方の経済活動や国民生活に影響が生じると見込まれる場合には、交渉からの撤退も含め、断固たる姿勢で臨むこと。
2. 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全、農村が担ってきた文化の維持・継承、地域社会の持続可能性など多面的な機能を有する農林水産業については、ＴＰＰ協定への参加如何にかかわらず、食料安全保障の観点から、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向けた施策を講ずること。
3. ＴＰＰ協定への参加を判断するに当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮すること。

経営所得安定対策等の充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

しかし、農業分野において、経営所得安定対策は、農業所得の確保及び農業経営の安定に一定程度寄与しているものの、地域の裁量が十分に発揮できていない、将来にわたって安定した財源が確保されていないなどの課題があり、引き続き、平成 26 年度予算編成過程において見直しが検討されるとのことです。次の事項について提言します。

1. 主食用米から新規需要米、加工用米、備蓄米へ生産が円滑に誘導される仕組みを構築するとともに、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上への取組や、畑地で生産される作物を含めた地域振興作物の生産を支援する産地資金を充実すること。
2. 中山間地域等において、6次産業化の取組を通じてより多くの後継者を確保するなどの多様な担い手の経営努力に対し、新たな支援を講ずること。
3. より地域の裁量が発揮できる仕組みに改善した上で、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること。
また、制度の見直しに当たっては、早急に情報提供するよう努めること。

「日本型直接支払制度」及び「農地中間管理事業」の創設 に関する緊急要請について

本年11月26日に開催された国の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、経営所得安定対策及び生産調整の見直し等について決定されたところですが、日本型直接支払制度と農地中間管理事業については、いまだ具体的な情報が少ないことから、市町村をはじめとした関係機関や農業団体も、今後の対応に不安を抱えています。

日本型直接支払制度については、農業・農村が持つ多面的機能を評価し、農業・農村の維持発展に資する制度とする必要があり、農地中間管理事業についても、担い手への農地利用集積に十分な役割を果たす制度とする必要があります。

これらの制度・施策については、国民の生命の基本である食料の安定供給基地として重要な役割を担っている北海道及び東北地方に多大な影響を及ぼすことから、次のとおり要請します。

1. 日本型直接支払制度について

本制度は、全ての国民が享受する農業・農村の多面的機能を維持する政策であり、経営所得安定対策が全額国費により実施されてきた経緯を踏まえ、全額国費により実施すること。

また、平成26年度の予算・事業規模や交付方法、事業主体、地方裁量の可否等がいまだ提示されていないことから、制度の詳細や実施にあたっての運用等について早急に提示するとともに、現在「農地・水保全管理支払交付金」で取り組まれている活動が、継続的に実施できるよう、十分に配慮すること。

2. 農地中間管理事業について

農地中間管理機構に対する都道府県知事の認可、命令、立入検査等の権限は法定受託事務とされていることに鑑み、農地中間管理事業については、国の責任のもと、全額国費により実施するとともに、将来にわたり地方に財政

負担を生じさせない仕組みにすること。

また、制度の詳細については、いまだ不明な部分が多いことから、円滑な事業開始のためにも、具体的な運用方法や詳細なスケジュール等を早急に示すとともに、都道府県、市町村及び農地中間管理機構等の体制を整えるため、被災地域にも配慮した十分な準備期間を設定すること。

さらに、地方分権の観点から、地方の自主性を最大限に尊重し、国の地方自治体に対する関与は最小限とする仕組みとすること。

野生鳥獣被害対策の推進について

ニホンジカ、イノシシ、サルなどによる農林業被害は深刻化し、さらには高山植物の食害や天然林の植生変化などが顕著となり、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

また、東日本大震災時に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、広範囲の放射性物質の汚染による影響のため、ニホンジカ、イノシシ等の資源的価値が失われ、狩猟活動の低下に伴う捕獲数減少が、被害域の拡大につながっています。

こうした中、各道県では、狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃など、現行制度における可能な限りの規制緩和を行い、捕獲数の上積みを促進する取組を実施してきていますが、原子力発電所事故の影響により野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出されたこともあり、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況が続いており、加えて、捕獲の担い手である狩猟者は、銃刀法の規制強化などによる減少や高齢化が進んでいます。

このため、被害対策に加え、更なる個体数調整のための新たな制度の創設や狩猟者の確保が必要不可欠です。

また、近年、トド、オットセイ、アザラシ類の海獣も、生息・来遊数が増加傾向にあり、海獣による漁業被害は、漁具や漁獲物の被害のほか、休漁による所得の減少など漁業経営に深刻な影響を与えていますが、海獣の捕獲は国により制限されており、十分な被害防止対策が実施出来ない状況にあることから、総合的な漁業被害防止対策の実現が求められています。

以上のことから、野生鳥獣被害対策の推進について、次のとおり提言します。

1. ニホンジカ等の個体数調整を推進するための新たな制度の創設と財政措置
安全を確保した上で消音器を使用した夜間捕獲を可能にするなど新たな枠組みを鳥獣保護法に規定するとともに、十分な財源措置を講ずること。

2. 従事者確保に向けた狩猟者確保・育成対策の充実と負担の軽減
個体数調整における狩猟の必要性や狩猟者の役割を法律で明確化するとともに、狩猟免許取得や銃所持への支援及び猟銃の所持許可有効期間の延長など狩猟者負担の軽減を図ること。
3. 森林被害対策の推進に必要な施策の充実
侵入防止柵の改良やくくりワナ等への支援、林道除雪による捕獲環境の整備など地域の実情に応じた対策が実施できるよう制度の拡充・強化を行うこと。
4. 鳥獣被害防止総合対策事業の拡充・強化
鳥獣被害防止総合対策事業の十分な予算枠を確保するとともに補助メニューを拡大すること。
5. トド等の海獣による漁業被害対策の充実・強化及び新たな補償制度の創設
 - (1) トドの採捕(駆除)枠を拡大すること。
 - (2) トドの駆除・追い払いなどの有害生物漁業被害防止総合対策事業による漁業被害防止対策の強化のほか、オットセイやアザラシ類においても漁業被害防止対策を実施すること。
 - (3) 漁具や漁獲物の被害、休漁による所得の減少など、トドなどの海獣による漁業被害に対する新たな補償制度を創設すること。
6. 放射性物質対策のための施策の追加
捕獲活動等個体数調整の強化に対する支援及び資源的価値を見いだすための放射性物質の検査体制の整備や放射性物質の濃度を低下させる食肉処理法等、放射性物質対策への支援を行うこと。

林業・木材産業施策の充実について

森林は木材の生産のみならず、水源涵養^{かん}、山地災害の防止、地球温暖化防止など多面的機能を発揮する、国民共有の貴重な財産であり、北海道・東北地方における森林面積は全国のうち約44%を占めています。

人工林資源が充実期を迎えたいま、循環利用が可能であり低炭素社会の構築に資する森林資源を有効活用し、林業復活・森林再生を推進することは、地域活性化や震災からの復興に繋がり、施策の充実が必要であることから、次のことを提言します。

1. 森林の炭素固定による地球温暖化防止対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加することや、森林の保全・整備を目的とする国税の創設、地域の実情にあわせて柔軟に対応できる予算の仕組み等により、森林吸収源対策の着実な推進とこれを支える林業の振興、森林・林業の再生の取組に対して安定的な財源を確保し、支援すること。

また、近年、多発傾向にある自然災害等から国民の生命・財産を守るため、山地災害防止機能等、森林の持つ多面的機能の発揮に必要な林野公共事業予算の確保を図ること。

2. 震災からの復興を推し進めるにあたり、北海道・東北地方を挙げての復興支援が不可欠であり、資材となる木材の安定供給を図るため、森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入等による増産体制の確立、造林から生産まで森林資源を循環利用させる再造林システムの構築に対し支援すること。

3. 平成32年までに木材自給率50%以上とする国の目標の達成に向け、木材利用ポイント制度の延長・拡充、公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造化・木質化の推進、木質バイオマス利用の拡大、新たな製品の開発や新用途への利用、木材加工施設整備等による地域材需要拡大対策の促進に対し支援すること。

4. 地域振興を図る上で、林業・木材産業を成長産業としていくことが不可欠であり、消費税率の引き上げに伴う木材需要への影響を克服し、地域材の安定供給、需要拡大等を総合的に進めていくため、森林整備加速化・林業再生基金を延長・拡充すること。

韓国政府の日本産水産物への輸入規制措置の撤廃について

韓国政府は、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水の問題で、日本産水産物の安全性に対する不安が高まっているとして、9月9日から福島県など8県の水産物について輸入を全面禁止し、その他の県から輸入された水産物についても、放射性物質が微量でも検出された場合、検査証明書の提出を求めることとしました。

これらの措置により、福島県など8県はもとより、8県以外についても、ストロンチウム等の検査が必要となり、検査に1か月以上の期間を要することから、生鮮魚等の輸出が事実上不可能となり、韓国への水産物輸出を行っている関係都道府県の水産業に深刻な影響を及ぼすこととなります。

また、韓国政府のこの措置に伴う風評により、韓国以外の国においても、福島県など8県の産品について、消費の低迷や取引上の支障等の影響が懸念されます。

このため、国においては、一刻も早く、今回の規制措置が解除されるよう、次の事項について適切に対応するよう提言します。

水産物の安全性に関する正確な情報を国内外に発信するとともに、韓国政府に対し、科学的根拠に基づいた冷静な対応を強く求め、我が国に課した規制を解除するよう、WTOなど国際機関の活用も含め、強力に働き掛けること。

加えて、輸入規制の解除に向けた取組状況について、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況や関係国の反応を関係都道府県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

消費税率引上げに係る地域経済対策について

この度、国において検討されている消費税率引上げに係る経済対策の策定にあたっては、大胆な為替・金融政策の継続や財政出動拡大によりデフレからの本格的な脱却を実現し、東日本大震災からの復旧・復興について十分配慮しながら、アベノミクスの効果が十分波及していない地域経済を成長させるとともに、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避し、わが国経済を確実な成長軌道に乗せていくことが極めて重要であるとの趣旨を十分に踏まえ、以下の項目について、実効性ある形で反映するよう強く要望します。

1. デフレからの本格的な脱却と中小企業の競争力強化に向けた経済対策等の実施

消費税率引上げによる影響を乗り越え、デフレからの本格的な脱却と中小企業の競争力強化を実現するため、景気回復の効果が十分に及んでいない地方の中小企業や小規模事業者への、設備投資支援をはじめとした支援を拡充するとともに、耐久消費財を含む消費喚起対策など、消費低迷を回避するよう、適切な措置を講ずること。

2. 低所得者層に配慮した「逆進性」への対応

消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。今回実施される予定の簡素な給付措置は暫定的及び臨時的な措置であることから、今後、①所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入、②食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、③その前提としての「インボイス方式」の導入を検討する際には、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにすること。

3. 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

地方が国と連携して地域経済を支えるためには、地方税財源の確保が必要であることから、地域経済の活性化や雇用・就業促進のための経費など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、消費税率引上げに伴い地域間格差が拡大するおそれがある中、財政基盤の弱い地方の地域経済対策に不足が生じないように、財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるような制度設計とし、地方財政計画における歳出特別枠の堅持など、その総額を確保すること。

4. 中小企業者への配慮

取引上不利な地位にある中小企業者において、消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき、下請事業者に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すること。

5. 地方産業競争力協議会の成果の反映

「日本再興戦略」に基づき、今秋、全国各ブロックで設置される地方産業競争力協議会の成果を十分活かして、都市部や大企業のみならず、地域経済や中小企業、小規模事業者も活性化させる経済対策を講ずること。

6. 補正予算に伴う地方負担の軽減

国土強靱化や地域の成長につながる社会資本整備などの公共事業を追加する際には、地方公共団体の円滑な事業実施が可能となるよう地方負担が実質不要となる制度を設けること。

7. 基金事業等の取扱い

アベノミクスの効果は一部の地域、分野にとどまっており、その効果を地域経済にまで波及させ雇用の創出を図っていく必要がある。このため、緊急雇用創出臨時特例基金などについて、基金事業の進捗等に応じ基金の増額や期限の延長をするとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しをすること。

あわせて、地方が地域経済再生の核となる人づくりや女性の活躍促進、少子化対策、さらには、若者や女性の雇用拡大や賃上げの促進など処遇の向上に向け、地域の資源・特性を活かした産業振興等を強力的に推進できるよう、「人づくり」のための基金を新たに創設すること。

8. 東日本大震災からの復興への対応

今般、国の経済対策として、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止について議論されることとなった。東日本大震災からの復興事業が遅滞することはあってはならず、仮に実施する場合には、国の責任において新たな財源を確保した上、被災地の復旧・復興事業が着実に実施されるよう、必要な復旧・復興事業費及び財源について、通常収支と別枠で確実に確保すること。

9. 防災・減災対策

東日本大震災を教訓として緊急に実施すべき即効性のある防災、減災等のための事業について、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業等に係る地方単独事業に係る「緊急防災・減災事業費」も含め、必要な総額を確保すること。

地域の雇用支援施策の充実について

長引くデフレ、リーマン・ショックやその後の円高により、地域産業による雇用の受け皿としての機能が弱まっていたが、平成21年度を底に有効求人倍率の漸増傾向が続き、雇用情勢は回復基調にある状況です。

しかし、震災復興については、多くの被災者が県外での避難生活を余儀なくされており、まだまだ復興途上にあります。

このような中、これまでの雇用の改善傾向を腰折れさせず、端緒についたデフレ脱却や地域経済再生の取組を加速化させるため、引き続き、復興支援や地域産業の振興と一体となった強力な雇用支援が欠かせない情勢と考えられます。

これらの継続性と一貫性をもった支援の実施により、長期にわたる避難生活を余儀なくされている震災避難者や被災者の生活安定が可能になるとともに、地域経済の再生、ひいては日本経済の成長が図られるものと思慮されます。

現在、国の成長戦略の効果が地域経済に十分浸透していない状況にあり、また、グローバル化が進行する中、競争が激化しています。このような情勢は、進出企業の再編など、企業活動や地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、引き続き緊急的かつ総合的な雇用対策を強力に継続実施されるよう、次のとおり提言します。

1. 東日本大震災の被災地及びこれ以外の都道府県に避難している被災者の生活を安定させるための雇用基金事業（震災等緊急雇用対応事業）の継続実施及び雇用基金の追加交付を行うこと。
2. 雇用基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）について、有効活用が図られるよう、委託先要件「起業後10年以内の企業」を地域の実情に応じて緩和できるようにするとともに、平成25年度末に終了する雇用基金事業（起業支援型地域雇用創造事業）の継続実施及び雇用基金の追加交付を行うこと。

3. 各地域における優れた資源・特性を活かし、地域の実情に応じた産業の振興を通じて雇用の場の創出を図るとともに、若者や女性などの処遇の向上に向けた能力開発やキャリアアップを支援することが可能となる、雇用基金事業などを活用した新たな制度を創設すること。

4. 長期的雇用の視点に立ち、安定雇用の創出につながるよう、地域経済再生や成長産業の振興に資する産業振興と一体となった総合的雇用対策を広く推進すること。

地方消費者行政の充実・強化について

近年、高度情報化の進展や社会経済の国際化、本格的な高齢化社会の到来など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる環境整備が喫緊の課題となっています。

各都道府県では、国から交付された地方消費者行政活性化交付金等により基金を造成し、これを原資として都道府県及び市町村における消費者行政の充実・強化を図っているところです。

しかしながら、基金の取崩しの期限が平成25年度までとされており、期限の到来により、これまでに基金を活用して整備してきた消費者生活相談体制の維持や一層の機能強化を図ることが困難な状況となります。

今後も、引き続き、各都道府県及び市町村の消費生活相談体制の機能維持・強化を図ることができるよう、基金の活用期間を延長するとともに、基金の積み増し等の必要な財政措置を含めた支援制度全体の拡充を図るよう要望します。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地方が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や東北地方と北海道の相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館(仮称)間の早期開業及び札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 青函共用走行問題について早期に抜本的解決を図ること。
- (3) 工期短縮に向けた幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充を図ること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

外国人観光客に係る風評被害対策及び韓国等からの観光客誘致対策の拡充・強化に関する緊急要請について

海外、特に韓国については、昨年来の円安効果により観光客の入込みが回復基調にあったところ、今般の東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏れの事故以来、日本の安全性に対する不安が高まっているとして、ツアー客のキャンセル等が相次いでいるほか、東北を含む8県の水産物の輸入が全面的に禁止される状況となっております。このまま長期化すれば国際航空定期路線の更なる減便・運休など、今後、地域経済に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、国においては風評被害対策として既に様々な対応がなされておりますが、外国人観光客が抱く不安を払拭するため、北海道・東北地方の安全性について、科学的な根拠に基づく正確な情報発信を強化するとともに、北海道・東北地方への韓国人等観光客の大規模な誘客キャンペーンを実施するよう要請します。

1. 海外向け情報発信の強化

海外メディア、在外公館等を活用し、科学的な根拠に基づいた北海道・東北地方への旅行の安全性に係る情報発信を強化すること。

2. 北海道・東北地方への大規模な誘客キャンペーンの実施

韓国等でのマスコミ、パワーブロガー等を活用した北海道・東北地方の観光PRやイベントを実施すること。

医師確保対策について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

こうした中、国はこれまで段階的に医学部入学定員増を行うとともに、平成22年12月には、「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」を設置し、有識者による議論を進めてきたところであり、また、昨年、緊急臨時的に入学定員を140人まで増員することを可能とするため、大学設置基準が一部改正されたところです。

しかし、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、医師不足道県に更に配慮した根本的な対策を講ずることを提言します。

1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和
地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とすること。

また、国の「今後の医学部入学定員の在り方等に関する検討会」では、既設医学部の入学定員の増と医学部の新設の議論がなされており、これを踏まえた規制緩和など、医師不足道県に配慮した具体的な対策を講ずること。

さらに、こうした医師養成数の増に伴う施設整備や指導教員の増に対する財政支援の拡充を図ること。

2. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対し、財政支援を更に拡充するとともに、将来にわたって十分な財政支援を行うこと。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

4. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること。

5. 総合診療医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療医の制度化及び養成について必要な措置を講ずること。

6. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

7. 医師不足道県に配慮した臨床研修制度の運用

臨床研修制度については、都市部等の臨床研修病院の定員削減により、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、地方の医師不足の解消につながるよう定員配分を行うなど、現行制度の課題等を検証の上、抜本的な見直しを行うこと。

8. 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業環境整備に対する支援

勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図るため、仕事と育児などを両立できるような就業環境の整備や復職支援に向けた施策を更に充実すること。

9. 医師不足地域における外国人医師の活用

臨床修練制度について、地方の医師不足対策に活用できるよう、最大2年間とされている期間の更新を可能とするなどの弾力化を図るとともに、臨床修練外国医師が一定の日本語能力を有する場合は、臨床修練指導医の認定に必要な外国語要件を撤廃するなどの規制緩和を実施すること。

結婚・子育て、女性の活躍促進の総合的支援について

少子化の進行は、労働力人口の減少に伴う経済成長の停滞、社会活力の低下、年金・医療・介護などの社会保障の不安定化など、社会経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

少子化をめぐる北海道・東北地方の現状は、出生数が20年間で約31%減少（全国では約16%減少）し、全国を上回る少子化傾向にあります。また、未婚化・晩婚化も進行しており、この約30年間の生涯未婚率は、男性が11.0倍、女性が3.1倍（全国では男性が7.7倍、女性が2.3倍）となっており、平均初婚年齢は全国とほぼ同様男性が3.0歳程度、女性が4.0歳程度上昇しております。

さらに、女性の労働力率を見ると、30代で68.0%（平成22年度の全国調査）と大きく落ち込み、子育てと仕事の両立が課題となっています。

まさに、少子化は、将来に向け取組を進めるべき、喫緊の国家的課題であります。

地方においても創意工夫しながら取組を進めておりますが、結婚支援の充実や子育て支援の強化、さらには女性の活躍の促進について、国策として早急に取組がなされるよう、次のとおり提言します。

1. 少子化の大きな要因となっている未婚化・晩婚化について、結婚に踏み切れない理由の一つである経済的な安定（正規雇用率の上昇など）を図る施策を推進するとともに、個人の意思を尊重しつつ、例えば出会いの場を構築する地方への支援や、政府広報を活用した結婚ポジティブ・キャンペーンなどにより社会全体で結婚を応援する機運づくりを進めるなど、政府が主体となった施策を講ずること。
2. 思春期からのライフプラン教育を行うなかで、親子や友人、あるいは地域との関係の在り方などを含めた多様な家族観や、妊娠・出産、母体の健康についての正しい知識、中絶による母体への影響などについても学べるよう政府として配慮すること。

3. 少子化の要因やその課題、必要な対策などは地域ごとに大きく異なることから、それぞれの地方が創意工夫し、地域の実情に応じて独自に取り組を進めている少子化対策を政府が強力に後押しするため、自由度の高い「少子化危機突破基金」を創設するなど、国策として積極的な支援を行うこと。

4. 女性の能力が十分発揮できる社会の構築のため、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や、出産・育児・介護などのライフステージに応じた女性の就業継続・再就職支援、地域の実情に合わせた主体的な地方団体の取組を加速する「日本の未来を創る女性活躍応援基金」の創設などにより、地域再生・日本再生に向けたウーマノミクス（女性の活躍による経済活性化）を積極的に推進すること。

風力発電等の導入促進のための送電網整備について

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の電源構成は大きく見直しを迫られており、現在、政府の総合資源エネルギー調査会において、新たな「エネルギー基本計画」の策定に向けた検討が進められております。

現時点では、電源構成に関する具体的な数値目標等は明らかになっておりませんが、いかなる想定であっても、低炭素社会の実現に向け、風力発電や太陽光発電など、地域に賦存する再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図ることが必要であり、そのためには、将来の洋上風力発電等への展開も見据え、送電網の増強など連系可能量の拡大が必要不可欠です。

これらの状況を踏まえ、北海道・東北地方における風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進のために、次のとおり提言します。

1. 送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、連系可能量を拡大するための施策を講ずること。
2. 風力発電の導入拡大によって生ずる大きな出力変動に対し、広域的に対応するため、電力会社間の地域間連系線を強化するための施策を講ずること。
3. 送電線から遠く離れた適地における導入を促進するため、現在は発電設備設置者の負担となっている系統までの費用負担の仕組みを、抜本的に見直すこと。
4. 特に、基幹送電線がない新潟・秋田間、太平洋側の青森・宮城間、北海道の宗谷、留萌地域などについては、北海道・東北地方における電力の安定供給確保にもつながることから、国が主導して、その新設・強化を進めること。
5. なお、送電網の整備に加え、スマートグリッドや分散型電源の導入促進についても、施策を講ずること。
6. 上記の送電網などの整備に当たっては、電力システム改革の動きと合わせ、国と地方が目的達成に向けて進むことができるよう、その方向性や方針を明確に示すこと。

頻発する集中豪雨を踏まえた、万全な災害対応の推進について

近年、集中豪雨の被害は、全国各地において多発し、長期化・広域化している状況にあります。

北海道・東北地方でも本年7月から9月中旬にかけて、梅雨前線や低気圧の影響などから記録的な豪雨となり、甚大な被害が発生したところであります。

今後、地球温暖化の影響により、こうした豪雨が増加する可能性が指摘されており、激甚災害のリスクは、北海道・東北地方のみならず全国的に高まっている状況にあります。こうした状況を踏まえ、災害対応に万全を期すため、次のとおり提言します。

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害の指定」にあたっては、局地的な集中豪雨による被害が、2、3ヶ月程度の期間内に全国各地において発生した場合には、これらを一連の災害として捉えるなど、災害の実情に即した弾力的な運用を行うこと。
2. 豪雨災害により被災した河川を有する都道府県に対しては、一連区間における早期の事業効果の発揮に向け、被災河川に予算を重点的に配分できるよう、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」の配分額の増額を行うこと。
3. 集中豪雨によるがけ崩れ災害等から速やかな復旧を図るため、「災害関連緊急砂防等事業」の早期採択と、土砂災害を未然に防止する観点から、危険度が高い箇所について集中的・重点的に対策が講じられるよう、「防災・安全交付金事業」の十分な予算確保を行うこと。
4. 局地的な豪雨による人的被害等が多発している状況を踏まえ、大雨等に関する気象警報等の発表区域について、現行の市町村単位よりも細分化し、合併前の旧市町村単位などで発表できるよう、予報技術の更なる向上を図ること。

局所的な豪雨に対応した観測体制の充実・強化 に関する緊急提言について

近年、局所的な豪雨災害が全国各地で発生しており、北海道・東北地方においても、多くの尊い人命が失われたほか、家屋や道路、農作物・農業用施設等に大きな被害が発生しました。

「ゲリラ豪雨」とも称される局所的な大雨は、従来の気象レーダでは正確に捉えることができない場合があります。

こうしたことから、国では、局所的な雨量をほぼリアルタイムに観測できる「XRAIN」の整備を進めており、当地方においても、本年9月、新たに5基のレーダによる観測データの配信が開始されておりますが、その範囲は未だ一部の地域に限られております。

迅速かつ的確な防災活動を行うためには精度の高い観測データの把握が重要であることから、北海道・東北地方において「XRAIN」のレーダ装置の増設により観測範囲を拡大するとともに、より観測精度を向上させるため複数レーダでカバーする範囲を拡大するよう要望します。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮は、昨年 12 月に長距離ミサイルの発射を強行し、本年 2 月には核実験を実施するなど、国際社会に対し強硬な姿勢を取り続けてきました。しかし、本年 5 月の飯島内閣官房参与の訪朝や金正恩第一書記の特使の訪中、朝鮮戦争休戦 60 周年式典における中朝友好関係の演出、開城工業団地の稼働再開など、強硬姿勢を取り続けていた北朝鮮に対話の動きが出てきております。

平成 14 年に金正日総書記が拉致を認め、5 名の拉致被害者が帰国してから 10 年以上もの歳月が経過しましたが、その後、新たな拉致被害者の帰国はありません。一日千秋の思いで待ち続けるご家族も高齢化しており、一刻の猶予もありません。

拉致問題の一日も早い解決は国民すべての願いであり、解決に向けた取組に国民の期待が高まっているこの機会を捉え、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、拉致問題の徹底的な全容解明はもとより、国際情勢の変化を的確に見極めつつ北朝鮮との政府間協議を再開し、目に見える形で具体的な成果を出すこと。
2. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、あわせて、拉致の疑いのある方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
3. 北朝鮮との交渉に当たり必要な場合は、更に強い姿勢をとることができるよう、国際社会と連携し、追加的な経済制裁等について国として対処するとともに、北朝鮮に対して実施した制裁措置については、拉致問題が解決しない限り見直すことはないとの毅然とした姿勢を貫くこと。

座礁等放置された外国船舶の処理等について

現在、座礁等により放置された外国船舶の処理等については、地方公共団体が、船体の撤去等に取り組んでおります。しかし、地方公共団体には、独自の外交ルートがあるわけでもなく、言語の壁や法制度の違い、船主等の不誠実な対応なども見られ、船体撤去に向けた交渉は、困難を極めております。

陸上ではなく水域に船舶が座礁した場合等については、その水域によっては現行の法制度では、撤去を求める法的根拠がない場合もあります。

また、日本に入港する外国船舶には、船主責任保険（以下「P I 保険」という。）の加入が義務付けられ、船舶事故の際には、その損失を補填する制度があります。しかし、日本に入港する予定のないP I 保険未加入の外国船舶が緊急入域して座礁放置される場合や、P I 保険に加入していても、一部のP I 保険会社においては、その対応が万全のものとはいえず、機能しない場合があることから、地方公共団体が、やむを得ず、事故対応を行っている状況にあります。

加えて、船舶事故はその地域のみならず、広い範囲で環境や産業に大きな影響を及ぼし、又その処理には莫大な費用を要するなど、船が座礁等した地方公共団体に負担を強いております。

こうしたことから、次のことについて提言します。

1. 外国船舶の座礁事故等については、国が相手方との連絡・調整、要請、交渉等を行う体制を整備すること。
2. 交渉等が進展しない場合には、撤去命令、行政代執行等を国の責任と費用負担で実施できる法制度を整備すること。
3. 国が、全国の事故情報を収集・分析し、地方と情報共有する制度や対応マニュアル等の整備を行うこと。

4. 国が座礁船等の処理対応を行う法制度の整備に時間を要する場合には、現行法で対応可能となるよう、法制度の充実を図ること。

5. 地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、P I 保険会社等により補填されない差額部分について、国による費用負担の支援充実を図ること。